

医療証が8月から変わります

母子家庭等医療証 福岡市老人医療証

国民健康保険高齢受給者証

入院時の医療費・食事に係る認定証

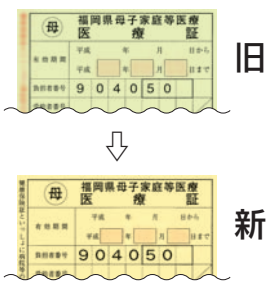
「母子家庭等医療証」「福岡市老人医療証」「国民健康保険高齢受給者証」「入院時の医療費・食事に係る認定証」が、8月1日(金)から変わります。現在の医療証等は同日から使えなくなるのでご注意ください。

母子家庭等医療証および入院時の医療費・食事に係る認定証は更新手続きが必要ですので、対象者はご注意ください。

母子家庭等医療証

○対象 母子家庭の母および児童、父母のない児童、一人暮らしの寡婦
※それぞれ、所得制限があります(父母のない児童は養育者の所得)。

○新医療証の色 黄色 (旧・緑色)



○申請が必要ですが、更新対象者には6月中旬に申請書を郵送していただきます。まだ申請書を提出していない場合は、次の写しを

添えてお住まいの区役所保険年金担当課へ至急提出してください。担当者から現在の状況についてお尋ねすることがあります。

申請に必要なもの

- ①健康保険証の写し
- ②児童扶養手当証書または年金証書の写し
- ③その他

戸籍謄本や所得証明書、医療保険の扶養証明が必要な場合があります。

配布方法

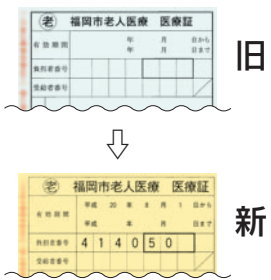
○配布方法 6月23日までに申請した人の医療証は各区役所保険年金担当課から7月22日(火)に一斉郵送します。

6月24日以降の申請分は7月22日以降随時郵送します。

福岡市老人医療証

○対象 市民税が非課税で、現在すでに医療証を持っている69歳の人

○新医療証の色 黄色 (旧・うすい青色)



○申請は不要です。

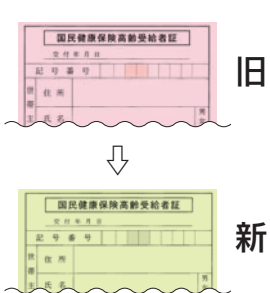
○配布方法 7月末日までに届くよう郵送します。

国民健康保険 高齢受給者証

70歳の誕生日の翌月(月の初日が誕生日の人はその月)から、国民健康保険と一緒使用する「国民健康保険高齢受給者証」を事前に送付します。

○対象 国民健康保険に加入している70歳~75歳未満の人

○新受給者証の色 緑色 (旧・桃色)



○申請は不要です。

○配布方法 7月末日までに届くよう郵送します。

入院時の医療費・食事に係る認定証

右下表の認定証を持っている人で、8月以降も認定証が必要な場合は、手続きしてください。認定証の交付後に世帯の状況に変更(市外からの転入など)が

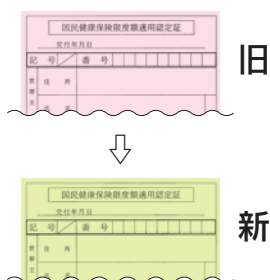
対象	更新が必要な認定証の種類
20年度市民税非課税世帯	福岡市老人医療限度額適用認定証
	国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証
	国民健康保険標準負担額減額認定証
20年度市民税課税世帯	国民健康保険限度額適用認定証 (写真右=一例)

申請・問合せ先

申請、更新手続き、問い合わせはお住まいの区役所(出張所)保険年金担当課まで。このページの最下段の表にまとめています。

あった場合は再申請してください。

○新認定証の色 緑色 (旧・桃色)



○申請が必要ですが、更新対象者には8月1日(金)から区役所保険年金担当窓口で交付します。

申請に必要なもの

認定証によって異なりますので問合せ先に確認してください。

○配布方法 8月1日(金)から区役所保険年金担当窓口で交付します。

後期高齢者(長寿)医療制度

平成20年度保険料などのお知らせ

保険料の軽減策も決定

7月中旬に後期高齢者医療保険料の決定通知書を被保険者全員に郵送でお届けします。

保険料は平成19年中(平成19年1月~同年12月)の所得金額と世帯の状況を基にして、この制度を運営する福岡県後期高齢者医療広域連合が決定したものです。

世帯の状況は平成20年4月1日時点(年度途中に75歳になる人、県外からの転入者等はその時点)を基準にしています。

年金天引きから口座振替への変更について

保険料の徴収方法が年金天引きとなっている人で次の①または②に該当する場合は、申し出により口座振替へ変更できるよう、国で決定されました。

①国民健康保険料を直近2年間確実に納付していた人が、本人の口座から振り替える場合
②年金収入180万円未満の人が、世帯主(本人の場合を除く)または配偶者の口座から振り替える場合

保険料の新たな軽減策について

後期高齢者医療保険料の軽減策が国で次のように決定されました。

1. 均等割の軽減

均等割が7割軽減に該当する人は、その軽減割合が8・5割に拡大されます。今回お届けする保険料の決定通知書には、この軽減が反映されています。

2. 所得割の軽減

所得割を負担する人のうち、基礎控除(33万円)後の総所得金額等が58万円以下の人は、所得割が5割軽減されます。

医療費の自己負担割合などの変更について

7月までの医療費の自己



負担の割合(1割または3割)および限度額は平成18年中の所得等により判定していましたが、8月からは平成19年中の所得等により判定します。

このため8月から変更となる人には、変更後の自己負担割合などを記載した被保険者証を7月末日にお届けします。現在お持ちの被保険者証は同封の返信用封筒で返送してください。

現在、認定証を持っている人で平成20年度の市民税が非課税である世帯に属する人に更新手続きのご案内を7月末日にお届けします。

自己負担割合などに変更のない人は、引き続き現在お持ちの被保険者証をお使いください。

限度額適用・標準負担額減額認定証の更新手続きは7月中旬に

限度額適用・標準負担額減額認定証は、入院または在宅総合診療の際の自己負担額に減額が適用されます。

新たに認定証の交付を希望する人は各区役所(出張所)で申請手続きをしてください。非課税証明書などが必要な場合があります。

●保険料決定の仕組みや制度全般については福岡県後期高齢者医療広域連合(☎651・3111⑥ 51・3120)へお問い合わせください。

【問合せ先】各区役所(出張所)の保険年金担当課

区	電話番号	ファクス
東	645-1102	631-6463
博多	419-1118	441-0075
中央	718-1124	725-2117
南	559-5152	561-3444
城南	833-4123	844-6790
早良	833-4372	846-9921
入部出張所	804-2014	803-0924
西	895-7090	883-6690
今宿出張所	806-9432	806-6811

※分からないことはお気軽にご相談ください。